OZ G OLF N ETW ORK 利用規約

第1条(適用範囲)

本規約は、株式会社 OZAXE(以下「当社」といいます。)が「OZ G.OLF N ETW ORK」の名称で運営するインストラクター紹介サービス(以下「サービス」といいます。)およびそれに関連・派生するサービスの利用に関して適用されるものとします。

第2条(会員制度)

- 1 このサービスは会員制とします。入会した者を以下「会員」といいます。
- 2 サービスに入会しようとするときは、本規約その他当社が定める規則を承諾し、当社所定の入会申込書等(Web上の申込み等電磁的媒体・記録による場合を含み、以下「入会申込書等」といいます。)を提出しなければなりません。
- 3 前項の入会申込書等を提出し、当社が会員として適切と判断した申込者は、利用契約等の諸契約を締結することにより、サービスへの入会が認められ、サービスを利用することができます。
- 4 未成年者が入会を希望する場合は、所定の入会同意書に本人とその親権者が連署の上、入会手続きを行うものとします。この場合、親権者は、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
- 5 会員は、本規約、利用する施設内の諸規則、その他当社が定める規則を全て遵守しなければなりません。 第3条(入会資格)

次の各号のいずれかに該当する者は、サービスの会員になることができません。

- (1) 本規約および利用する施設の諸規則を遵守できない者
- (2) 入会申込書等に虚偽記載があった者
- (3)過去または現在において、暴力団もしくは反社会的勢力に属し、またはそれらに属する者と密接な関係を 有するとサービスが判断した者
- (4) 伝染病、その他他人に伝染または感染する恐れのある疾病に罹患している者
- (5) その他、サービスが会員としてふさわしくないと判断した者

第4条(会費と入会金等)

- 1 会員は、サービス会費および入会金その他当社の定める費用(以下「会費等」といいます。)を、当社所定の方法で支払うものとします。
- 2 会員は、サービス会費の金額を予約時に支払うものとします。但し、入会時の初回支払については別途定めます。
- 3 会員は、実際のサービス利用の有無にかかわらず、当社が定める会費等を全額支払う義務があります。また、 支払済みの会費等は、本規約の定めがある場合を除き返還されません。
- 4 当社は、会費等の改定を行うことができます。その場合は、適用日の2週間前までに各会員に告知するものとします。
- 5 会員は、会費等その他当社への債務を支払期日までに履行しない場合には、支払期日の翌日から支払済みまで年 14.6%の割合で計算される延滞利息を会費等その他の債務と一括して、当社が指定する方法で支払わなければなりません。その際の必要な振込手数料等の費用は、当該会員の負担とします。
- 6 当社は、会員が下記行為をおこなった場合には、それぞれ記載のとおりの追加料金を当該会員に請求するこ

とができ、会費等と合わせて課金することができるものとします。

(1) 自己の会員プランの範囲を超え、規定の利用回数を上回る予約をおこなったとき

超過単価額(ライトプラン1回会員の月額会費相当額の全額又は2回会員の月額会費相当額の半額いずれか低い方の1.5倍の金額という。以下同じ。)に当該超過利用回数を乗じた金額。なお、第4号にも該当する場合には同号の金額も加算する。

- (2) 規定の利用時間を超過してクラブを利用したとき 超過単価額に当該超過回数を乗じた金額。なお、第4号にも該当する場合には同号の金額も加算する。
- (3) 直前のキャンセルをしたとき 予約時の支払い金額に超過単価額を乗じた金額。
- (4) 規定の利用人数を超過してサービスを利用したとき 超過単価額に当該超過人数を乗じた金額。

第5条(会員以外のサービスの利用)

- 1 当サービスは、1回につき3人(施設によって変更あり)を限度として、会員が同伴した会員以外の者にサービス利用を認めます。また、当社の定める法人会員には、1回につき4名を限度として、会員が同伴するか否かを問わず、複数人のクラブ利用を認めます。
- 2 法人会員が、会員以外の者のみでサービスの利用を希望する場合には、その予約時に、当社所定の届出をしなければなりません。
- 3 会員以外の者のサービス利用については、同伴する会員または前項の場合の法人会員が責任をもって、これら会員以外の者に対し、本規約その他規則を遵守させ、連帯して一切の責任を負うこととします。
- 4 第1項もしくは第2項または当社が別途許諾した場合のほかは、会員以外の者はサービスを利用できません。 第6条 (会員プランの変更)

会員は、会員プランの変更を希望する場合には、変更希望月の前月の 10 日までに、当社所定の手続きを行うものとし、その場合、翌月初日よりプランが変更となります。

第7条(遵守事項)

会員は、本規約に別途定める事項のほか、次の各号の事項を遵守しなければなりません。

- (1) サービスの利用にあたっては、使用施設に掲示されたルール、慣習上のルール、当社の説明および指示に 従うこと
- (2) サービスまたは施設・その敷地内において、物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、無許可のアンケート協力等の依頼行為、署名活動をしないこと
 - (3) 同業または競業を目的としたサービスの利用をしないこと
- (4) 刃物等の危険物や、他者または施設・器具を傷つける可能性のある物品をサービス利用中またはその施設・ 敷地内へ持ち込まないこと
 - (5) 正当な理由なく他者の所持品に触れないこと
 - (6) サービスの利用を認められていない者を同伴させないこと
 - (7)他のサービス利用者や施設スタッフを畏怖させる言動をおこなわないこと
- (8)他のサービス利用者や施設スタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為をしないこと
- (9) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束する等の迷惑行為をしないこと

- (10)動物(あらかじめ許諾された介助犬は除く。)を利用施設に持ち込まないこと
- (11)他のサービス利用者のサービス利用を妨げる行為をしないこと
- (12) サービスの秩序を乱し、またはその名誉、信用もしくは品位を傷付ける言動をしないこと 第8条 (入館の禁止、退場)
- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する者につき、相当期間の入館の禁止または退場を命じることができます。
 - (1) 本規約および諸規則に違反した者
 - (2) 第3条に定める入会資格を欠いていた者、または入会後に欠くこととなった者
 - (3) 体調不良、薬物使用等により正常な施設利用ができないと判断された者
 - (4) 著しく不潔な身体または服装である者
 - (5) 承諾なく施設のセキュリティキーを使用せずに入館した者
 - (6) 本規約の手続に従わず会員以外の者を入館させた者および当該入館した者
 - (7) 会費等につき、1か月分以上滞納した者
 - (8) 上記のほか、当社において入館の禁止または退場を命じることが適切であると判断した者
- 2 利用施設への入館禁止中の会員は、当該禁止期間中であっても、会費等の支払義務を免れません。 第9条(退会)
- 1 会員は、当社所定の手続きを行った上で、希望する月の月末をもって退会することができます。この手続きは、原則として当社の指定する電磁的方法によるものとし、当社所定の退会フォームに入力をおこない、当社の受領確認をもって退会となります。
- 2 退会手続は、退会を希望する月の 10 日までに行うものとし、その場合、当該月の末日をもって退会となります。各月の 11 日以降に退会手続がとられた場合は、翌月の末日をもって退会となります。
- 3 本条の退会手続が完了しない間は、クラブの利用がない場合でも通常の会費等が発生します。
- 4 会費等の未納分がある場合には、第1項の退会手続と同時に完納しなければなりません。
- 第10条(届出等)
- 1 会員は、入会申込書等に記載した内容に変更があったときは、速やかに当社所定の手続きをもって変更の届け出をしなければなりません。
- 2 当社または施設から会員への諸通知等は、会員から届け出のあった住所またはメールアドレス等宛に行い、 その発送をもって効力を有するものとし、未達または延着等の場合でも、当社は発送後の責を負いません。 第11条(退会処分)
- 1 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員を強制的に退会させること(以下「退会処分」といいます。)ができます。
- (1) 本規約(第7条を含み、これに限られない。) および諸規則を遵守しないとき
- (2)利用施設内外にかかわらず、法令、条例または公序良俗に反する行為を行い、サービスの運営に影響が生じうると判断されたとき
- (3) 第3条に定める入会資格を欠いていたことが判明したとき、または入会後に欠くこととなったとき(入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったときを含みます。)
- (4) 会費等を1か月分以上滞納したとき
- (5) その他、会員としてふさわしくない言動があり、改善が見込めないとき

- 2 退会処分となった会員は、当該処分時から、全ての当社サービスを利用することができません。
- 3 退会処分となった会員に対しては、当社は、前納分または既払分の会費等があっても、これらを返還することはいたしません。
- 4 退会処分を受けた会員は、将来にわたり期間の定めなく、全ての当社サービスを再び利用することはできません。

第12条(資格喪失)

- 1 会員は、次の各号の場合には、自動的にその会員資格を喪失します。
- (1)退会または退会処分
- (2) 死亡または法人の解散
- (3) サービスが閉鎖されたとき
- 2 前項第2号および第3号の場合には、資格喪失日の属する月の会費等につき、日割計算の上精算するものと します。
- 第13条(会員資格の譲渡禁止等)

サービスの会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、贈与、遺贈、貸与、名義変更、質権の設定その 他担保に供する等の行為または相続その他の包括継承はできません。

第14条 (営業日および営業時間)

サービスの営業日、営業時間については、別に定めます。但し、気象災害等の理由により、事前告知なく変更する場合があります。

第15条(サービスの利用制限)

- 1 当社は、次の各号の場合には、利用施設の全部または一部の利用を制限することがあります。当該制限がなされた場合でも、別に定める場合を除き、会員の会費等の支払義務に変更はありません。
- (1) 気象・災害等の影響が及ぶと判断し、営業が困難と認めたとき
- (2) 利用施設、設備の点検、補修または改修をするとき
- (3) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき
- (4) その他休業を必要と認めるとき
- 2 前項の場合、事前にその旨をサービス中またはサービスのホームページ等にて告示します。 但し、緊急を要する場合はこの限りではありません。
- 第16条(サービスの閉鎖・変更)
- 1 当社は、次の各号の場合には、クラブ施設の全部または一部を閉鎖、もしくは変更することがあります。
- (1) 気象・災害等により営業不能と認めたとき
- (2) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他サービスの経営上等やむを得ない事由 が発生したとき
- 2 サービスの閉鎖・変更の場合でも、その期間が 1 か月を超える場合のほかは、会員の会費等の支払義務に変 更はなく、代替利用等の特別の補償は行いません。
- 第17条(賠償責任)
- 1 サービスまたは利用施設・その敷地内で発生した紛失、盗難、傷害その他の事故については、当社は、その

故意または重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。

- 2 会員および本規約上サービス利用を許諾された者は、自己の責に帰すべき原因により当社または第三者に損害を与えた場合は、 速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。
- 3 会員は、同伴者の責に帰すべき原因により発生した前項の損害についても、その同伴者と連帯して賠償責任を負わなければなりません。

第18条 (通知予告)

クラブに関する通知または予告は、クラブ所定の場所に掲示する方法または電子メール等の電磁的方法により行います。

第19条(本規約その他の諸規則の改定)

当社は、本規約、細則、利用規定、その他クラブの運営、管理に関する事項を改定することができます。また、 その効力は最新の改訂日をもって全ての会員に適用されます。

第20条(管轄裁判所)

本規約またはクラブ利用に関して会員と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、地方裁判所を当該訴訟の第一審専属的合意管轄裁判所とします。

本規約は2022年4月1日より発効します。